

# ○ 男鹿地区消防一部事務組合救急救命研修所入所職員選考要綱

平成 19 年 5 月 30 日

要 綱 第 3 号

改正 平成 26 年 7 月 1 日 要綱第 2 号

令和 2 年 10 月 1 日 要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合職員（以下「当組合職員という。」）のうちから、(財)救急振興財団救急救命研修所における救急救命士国家試験受験資格取得のための研修課程に入所させる職員（以下「入所職員」という。）を選考する場合の基準を定めることを目的とする。

(入所職員の資質)

第 2 条 入所職員は、勤務成績が優秀でありかつ身体壮健であって、研修課程を修了したのちに、救急救命士国家試験に合格できる能力を有すると認められる者とする。

(入所人員数)

第 3 条 当該年度における入所職員の人員数は、男鹿地区消防一部事務組合の消防施設整備 5 ヶ年計画に定める人員数とする。

(入所希望申込み)

第 4 条 当組合職員で(財)救急振興財団救急救命研修所に入所を希望する者は、入所希望申込書(別紙様式)により消防長に申し込むものとする。

(入所職員の選考)

第 5 条 消防次長（委員長）、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長、救急課参事、消防署長及び副署長（以下「消防次長等」という。）は、入所希望申込書が提出された職員のうちから、入所職員を選考するものとする。

(審査)

第 6 条 前条の規定に基づき入所職員を選考する際は、次の事項に基づいて審査をする。

- (1) 入所時において、救急業務に関する講習で救急救命士法施行規則第 14 条に定める課程を修了し、同法施行規則第 15 条で定める期間以上救急業務に従事していること。
- (2) 学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することができること。

(3) 救急隊員としての経験が十分であること。

(4) 心身ともに、研修に十分耐え得ることができると認められること。

(入所職員の推薦)

第7条 委員長は、審査の規定に基づき派遣する職員を選考した場合、消防長に推薦するものとする。

(入所職員の決定)

第8条 派遣する職員は、前条の規定に基づき推薦された職員のうちから消防長が決定する。

(職員への周知)

第9条 消防長は、入所職員が決定した場合、職員に周知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、入所職員に関する決定において必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別紙様式

\*受付番号

平成 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合  
消防長 殿

救急振興財団救急救命研修所入所希望申込書

階 級		氏 名	印
生 年 月 日		年 齢	歳
勤 務 所 属			
採 用 年 月 日			
希 望 動 機			

\* 欄は記入しないで下さい。

